

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・救急病院の認定 所管課（室）名
医療政策課
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更 障害福祉課
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件） //
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件） //
- ・長崎県森林病害虫等防除実施基準の変更 森林整備室
- ・高度公益機能森林等の変更 //
- ・道路の区域変更（2件） 道路維持課
- ・道路の供用開始 //
- ・指定管理者の指定 住宅課

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 渔業振興課

◎ 教育長公告

- ・長崎県立学校教員採用特別選考試験（追加募集）の実施 高校教育課
- ・長崎県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施 //

◎ 公安委員会告示

- ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認 交通企画課

◎ 正 誤

- ・令和7年12月5日付長崎県公報第11472号中 運転免許管理課

告 示

長崎県告示第23号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター	五島市奈留町浦1644番地	令和8年1月1日	令和10年12月31日

社会福祉法人 十善会 十善会病院	長崎市淵町20番5号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
社会医療法人長崎記念病院	長崎市深堀町1丁目11番地54	令和8年2月1日	令和11年1月31日
医療法人保善会 田上病院	長崎市田上2丁目14番15号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
公益社団法人日本海員掖済会 長崎掖済会病院	長崎市樺島町5番16号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
公益社団法人 恩賜財団済生会支部 長崎県済生会 済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
社会医療法人春回会 井上病院	長崎市宝町6番12号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
医療法人外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
国家公務員共済組合連合会 佐世保共濟病院	佐世保市島地町10番17号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	佐世保市大和町15番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
独立行政法人 北松中央病院	佐世保市江迎町赤坂299番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155番地2	令和8年2月1日	令和11年1月31日
市立大村市民病院	大村市古賀島町133番地22	令和8年2月1日	令和11年1月31日
地方行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2丁目1001番地1	令和8年2月1日	令和11年1月31日
地方行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005番地1	令和8年2月1日	令和11年1月31日
社会医療法人 三佼会 宮崎病院	諫早市久山町1575番地1	令和8年2月1日	令和11年1月31日
諫早記念病院	諫早市天満町2番21号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
平戸市立生月病院	平戸市生月町山田免2965番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日

長崎県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	変更なし	長崎市三原2丁目12番8号 岡アパート102号	
旧	スターチス訪問看護ステーション	長崎市花丘町1番21号 プライムステージ2-401号	令和7年12月15日

長崎県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
医療法人耕雲会 日見中央病院	長崎市芒塚町22番地の3	令和8年1月1日

長崎県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
在宅医療支援つむぎ薬局	佐世保市野中町85番地8	令和8年1月1日
築町薬局	長崎市築町3番1号	令和8年1月1日

長崎県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション こころ佐世保	佐世保市黒髪町3番28号	令和8年1月1日

ツクイ長崎訪問看護ステーション	長崎市万才町3-5 朝日生命長崎ビル1階	令和8年1月1日
-----------------	----------------------	----------

長崎県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
医療法人 やなぎクリニック	長崎市万屋町6番15号 アイキッズビル2F	令和8年1月1日
長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター	五島市奈留町浦1644番地	令和8年1月1日

長崎県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
しげみ薬局	長崎市滑石1-2-7	令和8年1月1日
きりん堂薬局	長崎市滑石3-7-2	令和8年1月1日
にこにこ薬局	長崎市大浦町8番30号	令和8年1月1日
こまち薬局	諫早市小野町285-6	令和8年1月1日
小野島薬局	諫早市小野島町132-1	令和8年1月1日
小路口町薬局	大村市小路口町258-3	令和8年1月1日
塩塚薬局	長崎市柳谷町5-13	令和8年1月1日
うれり薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷665	令和8年1月1日
サニー薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷377-10	令和8年1月1日
みかん薬局	長崎市網場町488	令和8年1月1日

長崎県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
訪問看護ステーションバルーン	諫早市幸町41-17	令和8年1月1日

長崎県告示第31号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づく長崎県森林病害虫等防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林の区域（令和3年長崎県告示第799号）の一部を変更したので、当該資料を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧場所

所 在 地	名 称
長崎市尾上町3-1	長崎県農林部森林整備室
佐世保市八幡町1-10	佐世保市役所
平戸市岩の上町1508-3	平戸市役所
北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	小値賀町役場
壱岐市郷ノ浦町本村触562	壱岐市役所

2 縦覧期間

告示の日から起算して2週間

長崎県告示第32号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域（令和3年長崎県告示第798号）の一部を変更したので、当該資料を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧場所

所 在 地	名 称
長崎市尾上町3-1	長崎県農林部森林整備室
長崎市魚の町4-1	長崎市役所
大村市玖島1-25	大村市役所

東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	川棚町役場
佐世保市八幡町1-10	佐世保市役所
松浦市志佐町里免365	松浦市役所
北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	小値賀町役場
五島市福江町1-1	五島市役所
壱岐市郷ノ浦町本村触562	壱岐市役所

2 縦覧期間

告示の日から起算して2週間

長崎県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1501番1地先から 雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1501番1地先まで	前	13.9~16.9	8.6	
	後	11.3~15.6	8.6	

長崎県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1468番1地先から 雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1468番1地先まで	前	10.8~20.2	3.4	
	後	10.8~20.2	3.4	

長崎県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1501番1地先から 雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1471番地先まで	令和8年1月16日

長崎県告示第36号

長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第76条及び長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成7年長崎県条例第25号）第32条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
県営住宅等 (県南地区)	長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社・トラスティ建物管理共同事業体 代表者 長崎県住宅供給公社 理事長 松尾 信哉	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
県営住宅等 (県北地区)	長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 理事長 松尾 信哉	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

公 告**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県対馬市峰町佐賀429番地13

上野 洋次郎

長崎県対馬市峰町佐賀538番地

春日亀 和明

(2) 加入区

峰町佐賀加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

峰町東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所
長崎県対馬市峰町佐賀33番地14
峰町東部漁業協同組合

教育長公告

長崎県立学校教員採用特別選考試験（追加募集）の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和8年度長崎県立学校教員採用特別選考試験（追加募集）を次のとおり実施する。

令和8年1月16日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和8年度長崎県立学校に勤務する教員を募集します。

記

1 職種

高等学校水産科教諭（実習船指導教員）

2 募集人員及び出願資格

募集職種	募集人数	対象者及び資格
高等学校教諭	水産 1名	<p>I 昭和41年4月2日以降に生まれた者</p> <p>II 次のア、イのいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校普通免許状「水産」又は「商船」を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者で、三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、履歴限定解除されている者</p> <p>イ 三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、5年以上船舶に乗船の経験を有する者で、履歴限定解除されており、技術優秀と認められる者（※1）</p> <p>※1 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者とする。</p> <p>III 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者</p> <p>IV 令和8年4月1日以降、長崎県立長崎鶴洋高等学校での勤務（実習船「海友丸」に乗船しての勤務を含む）が可能な者</p>

※ IIのイにて受験する者は、出願前に速やかに長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班に必ず連絡すること。
(出願時に必要な高等学校普通免許状の取得申請に係る関係書類について確認を必要とするため)

なお、採用試験に合格しても、令和8年3月31日までに必要な免許状を取得できなかった場合、採用しない。

3 出願期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）

※出願締切日必着、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和8年1月13日（火）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。

また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。
	<p>○IIのアに該当する者は、次のものを提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校普通免許状の写し（取得見込みの者は取得見込証明書） ・海技免許状の写し

② 免許状の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・船員手帳の乗船履歴が分かれる部分の写し ○Ⅱのイに該当する者は、次のものを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・海技免許状の写し ・船員手帳の乗船履歴が分かれる部分の写し ・実務に関する証明書
③ 返信用封筒（長形3号）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。 ※合否結果通知書送付用の封筒となるので、2月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④ 面接調査票	調査項目について記入し、願書等とともに提出すること。

5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時

令和8年2月15日（日）午前9時30分（午前9時開場）

(2) 試験会場

長崎県庁行政棟会議室（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること

(3) 試験内容

- ① 専門試験（小論文を含む）
- ② 個人面接（模擬授業を含む）

(4) 合格者発表

令和8年2月27日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 その他

○受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、会場受付で確認してください。

○試験当日は、鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備してください。

○書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。

○日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

長崎県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和8年度県立学校職員（船員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和8年1月16日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和8年度長崎県立学校に勤務する職員を募集します。

1 職種 船員（甲板員、機関員）

※福岡県・長崎県・山口県が共同運航する高等学校水産科の実習船に乗り組み、漁業実習時における諸作業等に従事する。

2 募集人数及び出願資格

募集職種	募集人数	対象者及び資格
		次の(1)～(4)を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 (2) 下記の①～③のいずれかに該当する者

船員	甲板員	1名	①5級以上の海技士（航海）の免許を有する者、又は令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ②5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験が免除される者、又は令和8年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 (3) 地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 (4) 日本国籍を有する者
	機関員	1名	次の(1)～(3)を全て満たす者 (1) 昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 (2) 下記の①～③のいずれかに該当する者 ①5級以上の海技士（機関）の免許を有する者、又は令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ②5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験が免除される者、又は令和8年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 (3) 地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

※出願資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

3 出願期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）※必着

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

長崎県教育庁高校教育課のホームページからダウンロード

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

なお、令和8年1月13日（火）から長崎県教育庁高校教育課窓口でも交付する。

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。 ダウンロードして印刷する場合は両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③ 返信用封筒（長形3号）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。 ※合否結果通知書送付用の封筒となるので、2月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④ 資格等に関する証明書類	上記「2募集人数及び出願資格」の「対象者及び資格」②に定める資格等に関するいずれかの証明書類を、〈別表〉「資格等に関する証明書類」を参照のうえ提出すること。

〈別表〉資格等に関する証明書類

(ア) 海技士免許取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	5級以上の海技士（航海）の海技免許状の写し
船員（機関員）	5級以上の海技士（機関）の海技免許状の写し

(イ) 海技士免許未取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 <ul style="list-style-type: none"> …海技士（航海）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 <ul style="list-style-type: none"> …船舶職員養成施設修了（見込）証明書
船員（機関員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 <ul style="list-style-type: none"> …海技士（機関）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 <ul style="list-style-type: none"> …船舶職員養成施設修了（見込）証明書

5 願書等の提出先

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。
 ※書類が不備なものについては受け付けられないので、注意すること。

6 選考試験

- (1) 試験日時 令和8年2月15日（日）午前9時30分～
 （午前9時開場）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟 会議室（長崎市尾上町3-1）
 ※長崎県庁行政棟1階ロビーで受付を行います。
 ※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
 ※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること。
- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和8年2月27日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。
- (5) その他 受験票は送付しないので、受験番号等は試験当日、受付・試験会場入口で確認すること。
 試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備すること。

7 採用予定期間 令和8年4月1日

8 ○初任給は採用前の学歴及び経歴をもとに、一定の基準により考慮されます。

また、昇給は原則として毎年1回行われます。

（目安）

- ・水産高校卒業 (18歳) 213,800円
- ・高等学校専攻科又は海上技術短期大学校卒業 (20歳) 232,900円
- ・水産高校卒業後12年間民間勤務経験者 (30歳) 277,300円

※このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当などが、支給要件に応じて支給されます。

9 その他

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねること。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第1号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年1月16日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
山口新吉	長崎警察署の管轄区域	令和7年12月31日
吉福保修	早岐警察署の管轄区域	
野田幸信	佐世保警察署の管轄区域	

発行者
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和7年12月5日付け長崎県公報第11472号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	1501	電話直通表 (八九二五) 一一一 一一四
行	17~20	
誤	運転免許取得者教育に 使用している施設の名称	
	運転免許取得者教育に 使用している施設の名称	
正	運転免許取得者等教育に 使用している施設の名称	
	運転免許取得者等教育に 使用している施設の名称	

印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏印刷
弥ト